

由布市告示第 8 2 号

由布市ツーリストインフォメーションセンターの設計者選定について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり告示する。

平成 2 7 年 8 月 1 7 日

由布市長 首 藤 奉 文

1. 目的

由布市ツーリストインフォメーションセンターの整備にあたり、基本設計及び実施設計の業務委託について、豊かな創造力、設計能力を有する設計者を求めるため、本プロポーザルを実施するものである。

2. 主催者及び事務局

ア 主催者 由布市

イ 事務局 由布市環境商工観光部商工観光課

住 所 大分県由布市湯布院町川上 3738 番地 1

電 話 0977-84-3111 ファクシミリ 0977-84-3121

電子メール shoko@city.yufu.oita.jp

3. 応募資格等

(1) 応募資格

応募者は次の各号に該当している単体企業及び共同企業体とする。

ア 由布市建設工事に関するコンサルタント業務の競争入札参加者資格等に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日 告示第 3 号）のうち、建築コンサルタント業務の登録（以下「建築コンサルタント業務の登録」という。）を行っている者、若しくは同等の資格があると認められた者とする。

なお、建築コンサルタント業務の登録がない場合、以下の要件を満たす書類を参加表名書提出期限（平成 27 年 8 月 28 日（金））までに提出し、同等の資格があることの確認を受けること。（要件該当者のみ参加資格通知を送付）

建築コンサルタント業務の登録と同等の資格に必要な要件

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 建築コンサルタントの営業年数が、公告日の前日まで引き続き 1 年以上経過していること。
- (ウ) 建築コンサルタントの業務について、平成 26 年度に建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条に掲げる建築物の設計業務実績があること。
- (エ) 市税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (オ) 由布市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 応募者は、総括責任者（管理技術者）とは別に、一級建築士である照査技術者を配置できること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- オ 公告日から審査結果発表日までの間において、本市から指名停止措置を受け、または指名を保留されている期間が存在しない者。
- カ 参加表明書の提出時に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあつては、更生計画認可の決定を受けていること。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、再生計画認可の決定を受けていること。
- キ 管理技術者
 - 管理技術者の資格要件は次による。
 - (ア) 応募者の組織に所属していること。
 - (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、かつ下記の設計を管理技術者・建築（意匠）主任担当技術者として担当した実績（異なる組織での実績も可とする。）を有する者。

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第十二号の用途に供する建築物で、第 1 類で延べ面積の合計が 1,000 ㎡以上（同一発注業務かつ、同一団地内における対象建物の延べ面積の合計とする。以下同じ）、第 2 類で延べ面積の合計が 1,000 ㎡以上の新築、増築又は改築（増築及び改築の場合は、当該部分の延べ面積の合計が第 1 類で 1,000 ㎡以上、第 2 類で 1,000 ㎡以上を有するものに限る。）に係るいずれかの基本設計及び実施設計の業務（業務の完了日が平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までのものに限る。）を行った実績があること。

建築物の類型	建築物の用途等	
	第 1 類（標準的なもの）	第 2 類（複雑な設計等を必要とするもの）
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
参加資格要件面積	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上

ク 照査技術者

照査技術者とは、管理技術者とは別に、設計業務における成果物の内容の技術上の照査を行う技術者であり、資格要件は次による。

(ア) 応募者の組織に所属していること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者。

キ 主任担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、建築（積算）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、主任担当技術者を 1 名ずつ選定し配置する。主任担当技術者は、担当設計業務の分野について、専門的な知識と経験を有する者とする。

※管理技術者は各部門の主任担当技術者を兼任しないこと。また、各部門の担当技術者についても他の部門の主任担当技術者を兼任しないこと。

(2) 応募に対する制限

ア 応募数は、1 応募者につき 1 案とする。また、企業が支店ごとに建築士事務所を登録していても、本店又は支店を区別して応募することはできない。

イ 総括責任者（管理技術者）は 1 名とする。

ウ 応募者が共同企業体を構成することは可とするが、その場合、共同企業体の構成員は、本プロポーザルに単独で応募することはできない。また、他の共同企業体の構成員となることはできない。

なお、共同企業体を構成する場合は、参加表明書に協定書の写しを添付すること。

エ 応募者が協力事務所と協働する体制は可とするが、その協力事務所は、自ら応募者となることはできない。また、建築（意匠）分野における協力事務所に限り、複数の応募者の協力事務所となることはできない。

4. 選定方式等

選定は、公募型 2 段階プロポーザル方式で実施する。

第 1 次審査では、提出された図書等の審査により、5 者程度の第 2 次審査参加者を選定する。

第 2 次審査では、提出された図書等をもとにプレゼンテーションとヒアリングを行い、最適候補者と次点者を選定する。

なお、審査の概略については、由布市ツーリストインフォメーションセンター新築工事等設計者選定プロポーザル実施要領による。

5. 手続き等

(1) 実施要領及び参加表明書等の様式の交付

ア 交付期間 平成 27 年 8 月 17 日（月）～8 月 28 日（金）

イ 交付方法 由布市公式ホームページから入手のこと。

なお、交付期間（土・日曜日及び祝祭日を除く。）の午前 9 時～午後 5 時までの間、事務局でも交付する。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成 27 年 8 月 28 日（金）午後 5 時まで

イ 提出場所 上記 2 イの事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送若しくは宅配便（提出期限内必着）

なお、持参の場合は（土・日曜日及び祝祭日を除く。）午前 9 時～午後 5 時までとする。

(3) 現地説明会の開催

ア 日時 平成 27 年 8 月 31 日（月）午前 9 時から及び午後 2 時からの 2 回開催

(4) 提出図書

ア 提出期限 平成 27 年 9 月 24 日（木）午後 5 時まで

イ 提出場所 上記 2 イの事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送若しくは宅配便（提出期限内必着）

なお、持参の場合は（土・日曜日及び祝祭日を除く。）午前 9 時～午後 5 時までとする。

6. 審査

(1) 第 1 次審査 平成 27 年 9 月 29 日（火）

(2) 第 2 次審査 平成 27 年 10 月 10 日（土）

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円

(2) 詳細は、由布市ツーリストインフォメーションセンター新築工事等設計者選定プロポーザル実施要領による。